資　料　3

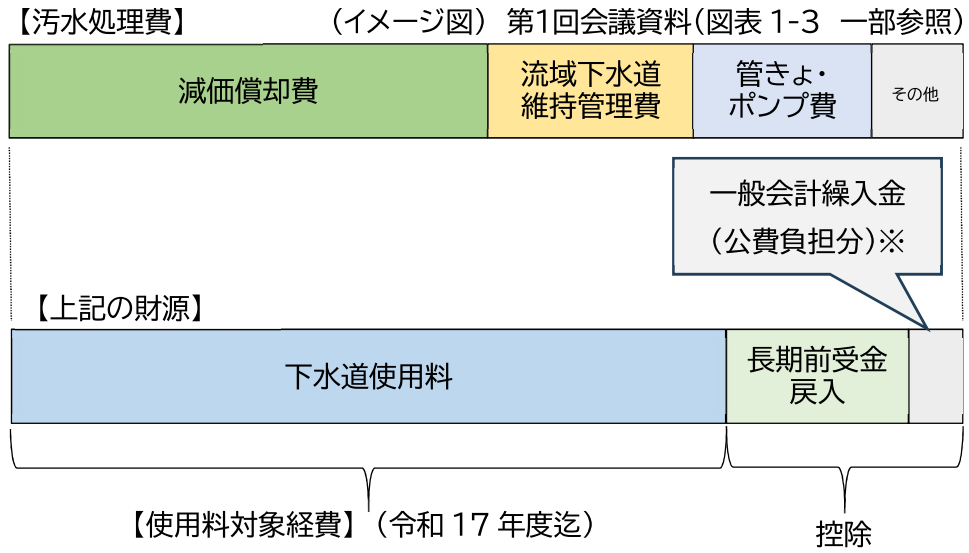
基本水量引き下げ・解消の根拠

1. 経費の性質に応じた配賦（はいふ）

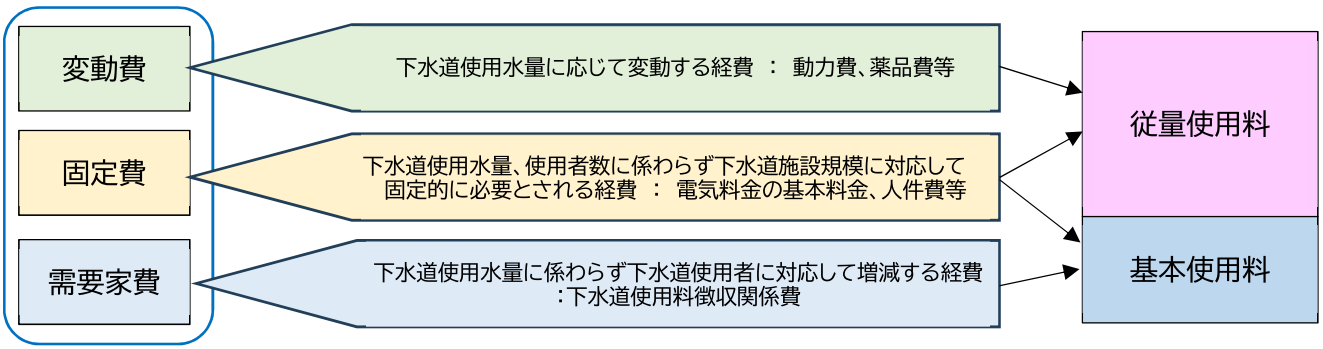
日本下水道協会の『下水道使用料算定の基本的考え方』においては、需要家費を「基本使用料」に、変動費を「従量使用料」に配賦（はいふ）する一方で、固定費についてはその一部を「基本使用料」に、残りを「従量使用料」に配賦（はいふ）することが妥当とされており、経費の性質に応じた配賦（はいふ）の考え方が示されています。

この考えに則れば、現行の 10 ㎥定額体系は従量使用料側（基本水量）で回収すべき経費の一部を基本使用料で回収している状態にあるといえます。

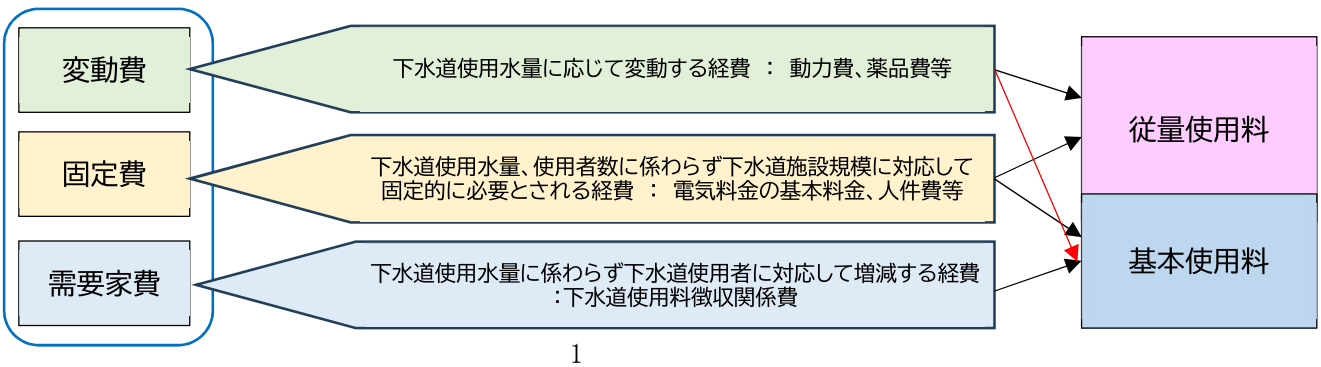
図表1



図表2



【現行の10㎥基本水量（基本料金）のイメージ】（10㎥迄の汚水処理費が含まれている）

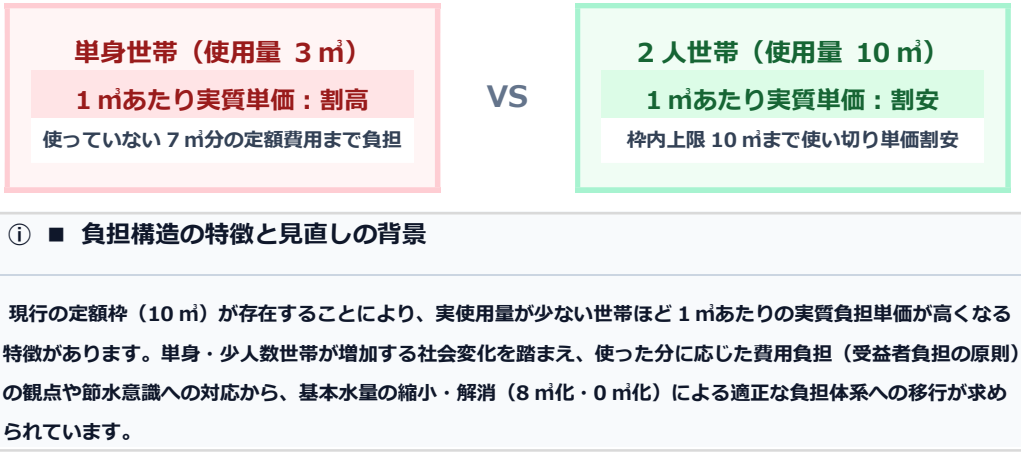


2. 基本水量の縮小・解消（8 ㎥化・0 ㎥化）について

公営企業としての「使った分の対価徴収」や「節水努力が使用料に直接反映される公平性の確保」を図る観点から考えると、3 ㎥使用した場合と 10 ㎥使用した場合で同額となる使用料の設定（基本水量）は、使用者間の負担の不公平を生む要因になると考えられています。

このようなことから、近年、基本水量の縮小・解消（8 ㎥化・0 ㎥化）するところが増えております。

図表３　現行基本水量（10 ㎥定額枠）における世帯間の負担不公平イメージ



（参考-1）下水道使用料体系における「基本水量制の解消」の方向性

国土交通省の「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書（令和 2 年 7 月）においても、基本水量制（一定水量まで定額とする制度）は、使用者間の公平性や財政確保の観点から課題があるものと指摘されています。

同報告書では、水道料金における基本水量解消の動きと同様に、今後の下水道使用料体系においても基本水量制を漸進的（ぜんしんてき）に解消（0 ㎥化）させていくことが望ましい方向性とされています。

（参考-2）水道料金算定要領における「基本水量廃止（0 ㎥原則）」の確立

昭和 42 年（1967 年）策定当初の「水道料金算定要領」では、水需要促進や公衆衛生向上のため基本水量が設けられていました。

しかし平成 9 年改定で経過措置とされ、さらに最新の令和 7 年 2 月改定『水道料金算定要領（日本水道協会）』においても、「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的（ぜんしんてき）に解消するものとする」と明記され、基本水量を付与しない料金体系（0 ㎥）が標準原則として一貫して示されています。

図表４　水道料金における基本水量制度の位置付けの変遷

